三　株主の権利の全部又は一部の消滅（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること。

四　役員の退任（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること。

2　認証紛争解決事業者は、前項の事業再生計画案が同項各号のいずれにも該当すること及び経済産業大臣が定める事項について、第二十二条第三項ただし書の手続実施者に対し、書面による確認を求めるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構又は信用保証協会に対する特定認証紛争解決手続の終了の通知）

第三十条　債務者が法第五十三条又は第五十四条に規定する債務の保証を受けた場合であって、当該債務者に係る特定認証紛争解決手続が終了したときは、特定認証紛争解決事業者は書面により、遅滞なく独立行政法人中小企業基盤整備機構又は当該債務の保証を行った信用保証協会に対してその旨を通知しなければならない。

（事業再生円滑化関連保証における経済産業省令で定める費用）

第三十一条　法第五十四条第一項の事業再生を行おうとする中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　原材料の購入のための費用

二　商品の仕入れのための費用

三　商品の生産に係る労務費及び経費

四　設備の増設、改良又は補修等のための費用

五　販売費及び一般管理費

六　借入金利息の弁済のための費用

七　少額の債権の弁済のための費用

（事業再生の計画として経済産業省令で定めるもの）

第三十二条　法第五十五条第一項の経済産業省令で定めるところにより作成された事業再生の計画は、次の各号のいずれかに該当するもの（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）とする。

一　法第五十三条第二号の事業再生の計画のほか、一般に公表された債務処理を行うための手続（破産手続、再生手続、更生手続及び特別清算に関する手続を除く。）についての準則（公正かつ適正なものと認められるものに限る。）に基づき作成された事業再生の計画

二　法第百三十三条第一号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行うことを約した投資事業有限責任組合契約に係る投資事業有限責任組合の支援を受けて作成された事業再生の計画

三　信用保証協会、都道府県、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は中小企業支援法第七条第一項に規定する指定法人が、中小企業者又は金融機関からの要請に基づき、中小企業者ごとに開催する会議であって信用保証協会が参加するものが関与して作成された事業再生の計画

（資金の借入れが事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準）

第三十三条　法第五十八条第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　法第五十八条第一項の資金の借入れが、事業再生計画案に係る債権者全員の合意の成立が見込まれる日までの間における債務者の資金繰りのために合理的に必要なものであると認められるものであること。

二　法第五十八条第一項の資金の借入れに係るその借り入れた資金の償還期限が、債権者全員の合意の成立が見込まれる日以後に到来すること。

2　法第五十八条第一項の規定による求めを受けた特定認証紛争解決事業者は、事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議、事業再生計画案の協議のための債権者会議又は事業再生計画案の決議のための債権者会議において、当該求めに係る確認を行わなければならない。

3　特定認証紛争解決事業者は、当該資金の借入れが法第五十八条第一項各号のいずれにも適合することを確認したときは、様式第十二により債務者及び債権者に対し通知しなければならない。

第三節　設備導入促進法人

（設備導入促進法人に係る指定の申請等）

第三十四条　法第六十一条第一項の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で設備導入促進業務に係る事項と設備導入促進業務以外の業務に係る事項とを区分したもの

四　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度以後の三事業年度における収支の見込みを記載した書面

五　申請に係る意思の決定を証する書類

六　法第六十一条第一項第二号に規定する設備導入促進業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類

イ　設備導入促進業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況に関する事項

ロ　組織及び運営に関する事項

七　役員の氏名及び略歴を記載した書類

八　指定申請者が一般社団法人である場合においては、その社員の氏名及び略歴（社員が法人である場合は、その法人の名称）、一般財団法人である場合においては、その評議員の氏名及び略歴を記載した書類

九　指定申請者が株式会社である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数を記載した書類

十　現に行っている業務の概要を記載した書類

十一　指定申請者が法第六十一条第三項各号に該当しない旨を誓約する書面

十二　その他参考となる事項を記載した書類

（設備導入促進業務を的確に実施するために必要と認められる財産的基礎）

第三十五条　法第六十一条第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、基本財産又は資本金の額が千万円以上であることとする。

（設備導入促進法人の名称等の変更の届出）

第三十六条　法第六十二条第二項の規定による届出は、様式第十四による届出書により行わなければならない。

（役員の選任又は解任の認可の申請）

第三十七条　設備導入促進法人は、法第六十三条第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、様式第十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第六十一条第三項第三号イ及びロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添えなければならない。

（業務規程の認可の申請等）

第三十八条　設備導入促進法人は、法第六十四条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第十六による申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

2　設備導入促進法人は、法第六十四条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。